

## 食品安全委員会（第601回会合）議事概要

日 時:平成28年4月5日(火) 14:00~15:40  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:佐藤委員長ほか5名出席  
傍聴者:報道0名、行政機関2名、一般8名

### 議事概要

#### (1) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「イミダクロプリド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「エトキサゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「グリホサート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「テブフェノジド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「トリフルミゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ニテンピラム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ピカルブトラゾクス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルジオキソニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「プロヒドロジャスモン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ブロマシル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→ 担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

#### (2) 食品安全基本法第23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

- ・「加熱時に生じるアクリルアミド」について

→ 事務局から説明。

「日本人における食事由来のアクリルアミド摂取による非発がん影

響について、一定のばく露マージンが確保されていることから極めてリスクは低いと判断した。また、発がん影響のリスクについては、疫学研究において、職業性ばく露等の高ばく露集団も含め、アクリルアミドばく露量とがんの発生率との関連に一貫した傾向はみられていないことから、ヒトにおける健康影響は明確ではないが、動物実験から求めたBMDL<sub>10</sub>と日本人の食品からのアクリルアミドの推定摂取量から算出したばく露マージンが十分ではないことから、公衆衛生上の観点から懸念がないとは言えないと判断した。このため、ALARAの原則に則り、引き続き合理的に達成可能な範囲で、できる限りアクリルアミドの低減に努める必要がある。」

との審議結果が了承され、関係するリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省、消費者庁）に通知することとなった。

### (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・ 農薬「フルオピコリド」に係る食品健康影響評価について

→ 事務局から説明。

「フルオピコリドの一日摂取許容量（ADI）を0.079 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg 体重、フルオピコリドの代謝物である2,6-ジクロロベンズアミドの一日摂取許容量（ADI）を0.047 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.52 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

### ・ 農薬及び動物用医薬品「フィプロニル」に係る食品健康影響評価について

→ 事務局から説明。

「一日摂取許容量（ADI）を0.00019 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.02 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

### (4) 食品安全関係情報（3月5日～3月17日収集分）について

→ 事務局から報告。

米国食品安全・応用栄養センター（CFSAN）が発表した、食品中のアクリルアミドの低減方法に関する業界向け最終ガイダンスについて報告。

### (5) その他

→ 食品安全委員会専門委員の改選について、事務局から報告。